

福祉

こうちあったかパーキング制度、
臨時福祉給付金のお知らせ



■ こうち
あったかパーキング制度
公共施設や商業施設などの障害者等用駐車場の適正な利用を図るため、障害者や高齢者など移動に配慮が必要な方に、高知県が利用証(車のルームミラーに掛けるプレート)を交付する制度です。

- **申請の方法**
利用証交付申請書と、対象者であることの証明書類(障害者手帳、介護保険被保険者証、診断書等)を申請窓口へ提出してください。
- ※詳しい要件について、事前に申請窓口にお問い合わせください
- **申請窓口**
【即日交付】
・高知県障害保健福祉課(県庁1階)
・中央東福祉保健所
【約一週間後の交付】
・福祉事務所
・高齢者介護課

臨時福祉給付金
(経済対策分)

● **支給対象者**
平成28年1月1日時点で香南市に住民票があり、平成28年度分の住民税(均等割)が課税されていない方
※住民税課税者の扶養親族になっている方や生活保護を受給している方は対象にはなりません

- **支給額**
1人につき15,000円
- **申請期限**
平成29年8月31日まで
- **提出先**
福祉事務所、各支所
※申請書類へ押印し、本人確認ができる書類、および預金口座の写しを添付してください
- ※申請は郵送でもできます。同封の返信用封筒にて送付してください
- ※支給資格があると思われる方には、5月上旬に申請書類等を郵送します

問 福祉事務所 ☎57-8509

環境

6月4日(日)に
市内一斉清掃・粗大ごみの
個別回収を実施します

市内一斉清掃および粗大ごみの個別回収を実施します。皆さんのご協力をよろしくお願ひします。なお、詳細は回覧文書でご確認ください。



- **市内一斉清掃**
● **清掃場所**
地域の道路や広場等、公共の場所
※家庭内や事業所内のごみは絶対に出さないでください
- **分別方法**
・白い袋…可燃ごみ
・ピンクの袋…草木・カン・ビン・その他の不燃物
・土のう袋…土砂
- **注意事項**
土砂・大量の草木の回収が必要な地区は、事前に地区代表者から環境対策課・各支所に届け出てください。
- ※延期する場合は、6時に防災行政無線にて周知します
- ※延期の場合6月11日(日)実施

粗大ごみの個別回収

● **対象世帯**
次のいずれにも当てはまる世帯
① 65歳以上の方や、障害者しかいない。
② 車などの輸送手段がない。
③ 市内に家族・親類等がおらず、市外にも依頼できる親類等がない。

- **時間** 午前8時30分から
- **手数料** 1世帯1,540円
- **注意事項**
① 希望する世帯主の方は環境対策課・各支所に申込書を提出してください。
- ② 収集できる粗大ごみの量は、軽トラック1台分程度までです。
- ※延期の場合6月11日(日)実施

問 環境対策課 ☎57-8508



国保

5月末に健診受診券を
郵送します

市では糖尿病・高血圧症・脂質異常症(高脂血症)など、生活習慣病の早期発見による解消と適切な治療につなげ、重症化を防ぐことを主な目的に健診を実施しています。

平成29年4月1日以降に後期高齢者になった人で、受診を希望する場合はお問い合わせください。

■ 受診方法

【1】集団健診
予約不要。受診券と日程・場所の一覧表を郵送します。

【2】医療機関

個別健診のできる委託医療機関で受診してください。予約が必要な場合がありますので、必ず事前に医療機関に確認をしてください。

【3】人間ドック

健診受診券・保険証を持参することで、健診分の金額が割引となります。いずれの病院・高知赤十字病院で人間ドックを受診される場合は、受診する前に助成の申請が必要です(後期高齢者医療の人は助成対象外)。

問 市民保険課 ☎57-8506

■ 国保に加入している
40〜74歳までの人
平成29年4月末時点で国保に加入している人が対象です。

■ 後期高齢者医療制度に
加入している人

平成29年3月末時点で被保険者の資格を有する人で、次の①から④に該当しない人が対象です。
① 医療機関に6カ月以上継続して入院している人
② 介護施設や障害施設など各種施設に入所している人
③ 事業所で健診を受けている人など
④ 平成29年1月末時点で、生活習慣病で通院中の(例)高血圧・糖尿病など)

平成28年度中に75歳になった人は、通院中でも受診券を郵送します。生活習慣病で通院中の人や平

教育

就学援助費の申請

経済的な理由で給食費や学用品費など、就学に必要な費用の支払いが困難な児童生徒の保護者に対して、援助を行います。

■ 援助の対象

香南市立小中学校に在学する児童生徒の保護者または、香南市に住所を有し香南市立以外の国立もしくは公立の小中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、次の項目に該当する方。

- ① 生活保護法に規定する要保護者
- ② 当該年度または前年度に生活保護が廃止等になった世帯
- ③ 市民税が非課税または減免されている世帯
- ④ そのほか、保護者の職業が不安定など、生活状態が極めて悪いと認められる世帯

■ 申請手続き

申請書に必要な事項を記入のうえ、マイナンバー制度による個人番号の確認と本人確認ができる書類の写しを添付し、各小中学校へ提出してください。申請書は随時受け付けますが、認定・支給については申請書が提出された月から対象となります。

※申請についてのお知らせ・申請書の様式は、各小中学校、教育委員会学校教育課にあります。支給内容等、詳細についてはお知らせをご覧ください

問 市教育委員会学校教育課
☎57-7521



- 援助項目
- ① 学用品の購入費
- ② 通学用品の購入費
- ③ 新入学時の学用品・通学用品の購入費